

綾瀬市週休 2 日制確保工事試行実施要領（土木工事）

1 目 的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、綾瀬市が発注する土木工事の工事現場における週休 2 日制を確保する工事（以下、「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 発注方式

次の方式とする。

受注者希望型

受注者が、週休 2 日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。

3 対象工事

対象工事は、次の 3 つの条件全てを満たし、市で選定した土木工事とする。

- (1) 設計時に 4 週 8 休を考慮して工期の設定をしている工事
- (2) 緊急工事、小規模工事、市内一円工事以外の工事
- (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事

4 用語の定義

(1) 通期の週休 2 日

工事現場において、対象期間内で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休 2 日

通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 4 週 8 休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休 2 日

月単位の週休 2 日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

なお、1 週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

週休2日制工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間など、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

5 週休2日の達成判断

(1) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所率が、4週8休以上の水準の状態をいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が、4週8休以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての週（月曜日から日曜日までの7日間を基本とする）において、土曜日及び日曜日に現場閉所されてい

る状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

6 週休2日制工事の実施

(1) 週休2日制工事实施の選択

受注者は、契約後、週休2日制工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休2日制確保工事試行実施同意（不同意）届」（別紙1）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、

(3)経費補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。

(2) 週休2日制工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙2）を、翌月の5日までに監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙2）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙3）を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

また、工事現場近隣住民に回覧する工事施工のお知らせ文書に「この工事は、週休2日の確保に取り組む工事です。」と赤字で文章を加えることとする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：綾瀬市役所

受注者：〇〇〇建設㈱

(3) 経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保工事試行実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、契約約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評定への反映

完全週休 2 日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。

なお、月単位の週休 2 日を達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

7 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

8 その他

「現場閉所実績報告書」（別紙 2 ）、「現場閉所履行報告書」（別紙 3 ）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日以降に設計を行い、令和 6 年 7 月 30 日以降に公告するモデル工事に適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日以降に設計を行い、令和 7 年 7 月 29 日以降に公告する週休 2 日制工事に適用する。

土木工事標準積算基準書（令和 6 年 7 月 1 日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。